

香川県条例第3号

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(適用除外) 第7条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び規則（議会の会議規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。 (2) 規則等 規則及び議長の定めをいう。 (3) 県の機関等 次に掲げるものをいう。 ア 県の機関 イ 県の機関が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその代表者を含む。） (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (5)・(6) 略 (7) 申請等 申請、届出その他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。 (8)～(11) 略</p> <p>(適用除外) 第7条 略</p>

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第9条 略

第10条 略

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 略

第9条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。